

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月11日	平成29年 9月25日	H29. 8. 15付大北福第457号部分 公開決定通知書での公開文書 に、条件に示した七つの重大な 不正あることについて所属又は 所属長が文書、口頭、メール等 で市長に伝えていることが確認 できる文書。ただし、市長部局 の全所属についてで、所属長の 秘書的業務を行う部署による各 所属一ヶ所による決定でよい。 (中央区役所に係るものにつ いて)	不存在		中央区	総務課 (総務グループ)
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した決定書に重大なコンプラ イアンス違反あるが、そのこと について区長会議で議論したこ とができる文書。ただし、 決定書作成日以降開催分で各会 議の幹事区保有分について。 (中央区役所に係るものにつ いて)	不存在		中央区	総務課 (総務グループ)
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	H29. 8. 15付大北福第457号で公 開した「決定書」に多くの重大 なコンプライアンス違反がある ことについて、北区を除く市長 部局の所属長含む職員および監 査委員からの報告(口頭、電 話 文書、メール等)で、市長 がこの決定書の存在を承知して いることが確認できる を録音 したもの、 文書等のすべて。 ただし、 それぞれにつ いて決定してください。 (中央区役所に係るものにつ いて)	不存在		中央区	総務課 (総務グループ)

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	担当課長が調査や聞き取り等の結果を市民に回答することを目的とした調査や聞き取り等のための市内出張において復命書を作成していない案件について、出張の目的が確認できる文書、市民への回答文書とその決裁、口頭で復命行った場合、その内容とだれに行ったのか確認できる文書。ただし、H28年度以降分で北区福祉課長の出張を除く。また、案件ごとにの存否を明確にしてください。所属ごと各年度当初分3件。(中央区役所に係るものについて)	不存在		中央区	総務課 (総務グループ)
平成29年 9月19日	平成29年 10月2日	行政処分の決定が審査会等の判断した答申を尊重して基本的根拠としているものについて、審査委員が市民(申請者)に直接説明した案件に係る決裁・供覧文書。ただし、審査会が公開、非公開のものそれぞれについて。H26年度以降分(中央区役所に係るものについて)	不存在		中央区	総務課 (総務グループ)
平成29年 9月22日	平成29年 10月3日	特定の個人に関する大阪市中央区にある小学校の在学の記録	公開請求 拒否		中央区	窓口サービス課 (住民登録・戸籍 グループ)